

令和5年度第1回  
環境省政策評価委員会

令和5年7月10日(月)

## 令和5年度第1回環境省政策評価委員会

1. 日時: 令和5年7月10日(月)15:00~17:06

2. 場所: オンライン開催

3. 出席者

### －委員－

(委員長) 大塚 直 早稲田大学 法学部教授  
蟹江 憲史 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授  
深町 加津枝 京都大学大学院地球環境学堂准教授  
細田 衛士 東海大学副学長、政治経済学部経済学科・教授  
百瀬 則子 ワタミ株式会社執行役員SDGs推進本部長  
山岸 尚之 世界自然保護基金ジャパン 自然保護室長  
[欠席]  
亀山 康子 東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授  
酒井 伸一 京都高度技術研究所 副所長

### －事務局（大臣官房）－

鎌水総合環境政策統括官、西村秘書課長、福島総務課長、馬場会計課課長補佐、今井総合政策課課長補佐、清水企画評価・政策プロモーション室長、他

### －環境省各局部－

中島環境保健企画管理課課長補佐（環境保健部）、細川地域政策課長（地域脱炭素推進審議官グループ）、竹谷総務課課長補佐（地球環境局）、吉崎総務課課長補佐（水・大気環境局）、松下総務課長（自然環境局）、波戸本総務課長（環境再生・資源循環局）、浅原環境再生事業担当参事官室参事官補佐（環境再生・資源循環局）

4. 議事

- (1) 令和4年度環境省政策評価書（事後評価）（案）について
- (2) その他

## 5. 議事録

午後3時00分 開会

### 【事務局】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回環境省政策評価委員会を開催いたします。

本日はオンライン開催となります。御発言時以外はマイクをオフにさせていただき、御発言の際のみマイクをオンにさせていただくようお願いいたします。また、機器のトラブルの際は、事前にお知らせしておりますとおり、事務局までお電話で御連絡いただくようお願いいたします。万が一トラブルにより御発言ができなかった場合には、後日、議事録に記載することとして議事を進行させていただく場合もございますので、あらかじめ御承知おきください。

それでは、初めに、鎌水統括官より御挨拶させていただきます。

### 【鎌水総合環境政策統括官】

総合環境政策統括官の鎌水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しいところ、本年度第1回政策評価委員会に御出席いただきまして、どうもありがとうございます。昨年度に引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最近の環境政策を取り巻く状況についてでございますけれども、本年5月にG7広島サミットが開催され、ネットゼロエミッション、サーキュラーエコノミー、それからネイチャーポジティブの統合的な実現の重要性が再認識されたところです。先月決定されました政府の骨太の方針や、新しい資本主義実行計画におきましても、この三つの柱の実現に向けた取組が位置づけられているところでございまして、第六次環境基本計画策定に向けても検討を現在進めているところでございます。

環境省におきましては、こうした政府全体の方針を受けまして、この三つの柱の同時達成を目指し、グリーントランスフォーメーションを加速化することで、持続可能性をめぐる社会課題の解決と経済成長を同時に実現し、新しい資本主義に貢献してまいりたいと考えております。

本日の政策評価委員会の御審議に当たりまして、今後の施策の方向性につきまして若干申し上げますと、ネットゼロエミッションの達成に向けましては、今年2月に閣議決定されたGX基本方針に基づいて取組を進めてまいります。特に環境省といたしましては、地域・くらしでのGX、脱炭素化を進めるべく、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動を通じ

た消費者の行動変容、ライフスタイル変革の後押し、それから、現在までに62か所選定されました脱炭素先行地域を2025年度までに少なくとも100か所選定するなど、取組を進めてまいります。

また、昨年度設立いたしました脱炭素化支援機構による支援決定が現在までに5件なされております。今後も着実に支援を続けてまいりたいと考えております。

さらに、今年改正されました気候変動適応法に基づき、熱中症対策をより一層推進してまいります。

次に、サーキュラーエコノミーへの移行につきましては、生産から小売に至る動脈産業と消費後のリサイクル等の静脈産業の連携により、中長期的にレジリエントな資源循環市場の創出を目指す取組などを進めてまいります。

また、ネイチャーポジティブにつきましては、経済財政諮問会議において、各有識者議員から、その取組の必要性への言及があるなど、最近注目を浴びてきているところです。環境省といたしましては、生物多様性保全への自主的取組を認定する法制度の検討や、TNFD等への対応・支援などを進めてまいります。

さらに、公害健康被害の救済・補償やPFAS対策など環境省の不変の原点を追求する取組を着実に進めていくとともに、東日本大震災、原発事故からの復興再生につきましても全力で取り組み、未来志向の取組を展開していくこととしております。

本日は、令和4年度の実施施策に関する事後評価といたしまして、地球環境局の施策、地球温暖化対策の推進、それから2番目といたしまして、水・大気環境局の施策、大気・水・土壌環境等の保全、三つ目といたしまして、自然環境局の施策、生物多様性の保全と自然との共生の推進、四つ目といたしまして、地域脱炭素推進審議官グループの施策、地域脱炭素の推進、それから5番目といたしまして、環境再生・資源循環局の施策、それから6番目、最後でございますが、環境保健部の施策といたしまして、放射性物質による環境の汚染への対処、こうした六つの施策を中心に御議論いただく予定となっております。

本日本日いただいた御議論を踏まえまして、来年度の重点施策をまとめていく予定としてございます。どうぞ忌憚のない御意見を賜ればと思っておりますので、皆様におかれましては、よろしくお願ひ申し上げます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

#### 【事務局】

事務局です。

樋水統括官は、これで所用のため退室させていただきます。

冒頭の紹介が遅れました。私、事務局を務めております、プロモーション室長の清水と申します。よろしくお願いいたします。

次に、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。資料1を御覧ください。五十音順でお名前のみ読み上げさせていただきます。

大塚委員。

蟹江委員。

亀山委員。

酒井委員。

深町委員。

細田委員。

百瀬委員。

山岸委員でございます。

なお、本日は、亀山委員、酒井委員は御欠席です。

続きまして、環境省側の出席者ですが、委員のお手元の資料のとおり、官房各課及び各部署総括課から課長または総括補佐が出席してございます。

続きまして、委員長を選任をお願いしたいと思います。

政策評価委員会設置要綱では、委員の互選により選出することとなっております。誠に僭越ではございますが、事務局といたしましては、本年度も引き続き、大塚委員に委員長をお願いできればと考えております。委員の皆様、御了承いただけますでしょうか。

(了承)

#### 【事務局】

ありがとうございます。

御了承いただきましたので、大塚委員に引き続き委員長をお願いしたいと思います。

それでは、以後の議事の進行につきまして、委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### 【大塚委員長】

どうも委員長を拝命いたしました大塚でございます。聞こえますでしょうか。

**【事務局】**

はい、聞こえております。

**【大塚委員長】**

僭越でございますけど、どうぞよろしく願いいたします。

この政策評価の委員会は、環境省の各室の方からの一堂に隣席していただいて開催されるというものでございまして、有識者の意見を聞いていただくことは、全員集まっていたくという観点からは数少ない機会ということだと思いますので、そういう意味では非常に意義の深いものだというふうに思っています。有識者だけじゃなくて、もちろんNGOの方もですが。また、しばらくコロナの関係があって書面審理なども行われてきたので、今回はオンラインですけども、会合を開いていただいて大変ありがたいと思っております。できれば続けていただくと大変ありがたいというふうに思っているところでございます。

そうしましたら早速、議題に入っていきたいと思っておりますけど、その前に委員長代理の指名をさせていただきたいと思っております。本委員会の設置要綱では、委員長に事故のあるときは委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行するとの規定がございますので、この規定に基づきまして、委員長代理として、昨年に引き続いて亀山委員を指名させていただきたいと思っております。今日は御欠席ですけれども、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思っております。

まず、本日の議事進行につきまして御説明をいたします。

環境省の政策評価は、各施策について重点的に評価を行う通常評価と、通常評価を行わない年に施策の達成度合いのみを把握するモニタリング評価のいずれかを行う仕組みとなっております。本日は、資料の2-2のとおり、本年度、通常評価を行うこととされた5施策につきまして、重点的に御議論いただきたいと考えております。五つの通常評価の施策を前半・後半に分け、先に説明をいただいた後で質疑応答という形で進行させていただき、最後にモニタリング評価の施策を含む全般的な御発言をいただきたいと存じます。

それでは、議題1、令和4年度環境省政策評価書（事後評価）（案）に入ります。

資料の3を御覧ください。最初に、施策の1、地球温暖化対策の推進、施策の3、大気・水・土壌環境等の保全につきまして、順に説明をお願いいたします。

## 【地球環境局】

ありがとうございます。環境省地球環境局総務課の竹谷と申します。本日は総務課長の井上が本来対応すべきところ、所用により欠席でございますので、代理としまして当方が担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

お時間5分程度の説明というふうにいただいておりますので、非常に簡潔ではございますが、手短かに説明させていただきます。

今、画面上にございますけれども、大きく三つ施策がございまして、一つ目が主に国内の緩和対策に関するものでございます。こちらは温対計画に基づき、中期の削減目標あるいは長期の2050年カーボンニュートラルの実現を目指すものでして、それぞれ測定指標を設けた上で、今回、進捗評価を行っているものです。詳細に関する説明は割愛させていただきます。

目標達成度合いの測定結果のところを御覧いただければと思いますが、温室効果ガスの排出状況に関しましては、令和3年度に11億2,200万トン、前年度2.0%増ということで、若干の排出量増加となっております。こちらは、主にはコロナ禍から経済回復してきたということで、エネルギー消費量が増大したということが考えられますけれども、全体のトレンドとしては2013年あるいは平成25年度の排出量に比べますと20.3%の減ということで、一定程度の進捗というふうな状況と評価しています。

そのほか、代替フロン等4ガスの排出抑制に関しましては、排出量は引き続き増加傾向ですので、こういった辺りの対策についてどうするかということ、それから、吸収源に関しても排出抑制、吸収量は多少確保できてきているということですが、今後の森林の高齢化といった辺りの吸収源の減少に関して対応を取っていくということも必要かと考えております。

次のページの施策の評価の結果、次期目標への反映状況というところで、それぞれ測定指標に関する変更というのは特に予定していませんけれども、それぞれ直近のデータを踏まえ、特に温対計画に関しましては、法律に基づいて少なくとも3年ごとの計画の見直しというものがございまして、こういった辺りをしっかり対応していくということで考えています。

次の施策に移りたいと思います。目標の1-2になります。こちらは世界全体での排出削減の貢献ということで、大きくは二つございます。一つは、パリ協定の実施に向けての国際的な詳細ルール、こちらの構築に貢献していくというところ。それからもう一つは、世界全体での排出削減に貢献するため、二国間クレジット制度（JCM）等を通じて、途上国などの脱炭素技術の普及を推進していくというものです。

下のほうの測定指標、大きくは二つ、一つはJCMを通じて2030年度までの累積の国際的な排出削減、これを1億トンまで進めていくというところ。もう一つは、IPCCへの貢献ですけれども、執筆者会合、こういったところに専門家をしっかり派遣していくといったところを中心に国際的な議論に貢献していくというものを指標としています。

次のページをめくっていただきまして、進捗状況です。こちらに関しましては、今、JCMのプロジェクトに関しましては大体2,000万トン強というところを累積、ファクトとして積んでいますけれども、1億トンという目標に向けて、今後もしっかり官民連携を強化していくところがございます。

それから、下のほう、パリ協定の話です。IPCCへの貢献、こういったところも逐次、サブミッションですとか専門家の派遣、あるいは観測技術衛星の「いぶき」「いぶき2号」の打ち上げ観測データの収集も着実に進めていますので、こういった辺りも今後ともしっかり貢献していきたいと考えています。

最後、目標の1-3です。適応ということで、気候変動適応法あるいは適応計画、こちらに基づきまして対策をしっかり進めていくものです。国内に限らず、国際協力・貢献の推進も実施していくものです。

測定指標として設けていますのは、例えば地域気候変動適応計画を策定した都道府県・政令指定都市の数ですとか、あるいは地域気候変動適応センターを確保した都道府県数、こういったものを中心に指標を設定しているものです。

進捗状況です。次のページの上のほうにございますけれども、気候変動の影響評価、それから適応計画の進捗に関しては、概ねKPIを設定したところに向けて進捗を図っているものでして、全体としては相当程度進展ありという評価をさせていただいております。今後、今年も気候変動の適応法の改正ですとか、適応計画の改定を行っていますが、こういった取組を含め、順次、取組を強化してまいりたいと考えています。

非常に簡潔ですけれども、地球環境局関係の説明は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

#### 【大塚委員長】

水・大気環境局様、よろしく申し上げます。

#### 【水・大気環境局】



ありがとうございます。続きまして、水・大気環境局総務課の吉崎より、水・大気環境局の目標3-1から3-6を説明させていただきます。ビデオをオフにして御説明いたします。

目標の3-1は、大気環境の保全ということで、固定発生源あるいは自動車からの排出ガス由来の大気汚染に対処するというものでございます。

次のページで、目標達成度合いの測定結果を記載しております。相当程度の進展がありとしておりまして、5点、根拠として記載をしております。

1点目ですが、全国の大気環境基準の達成状況については、かねてよりの課題ですが、光化学オキシダントの環境基準達成率は依然として極めて低い。一方で、近年改善傾向にあったPM2.5については、令和3年度に初めて環境基準達成率100%を達成したということで評価をしております。

2点目の自動車NO<sub>x</sub>・PM法対策地域内の状況につきましては、二酸化窒素及びSPM、いずれについても一般局、自排局で100%ということで達成しております。

降水のpHにつきましては、令和3年度改善が見られるものの、引き続き酸性化した状態にございます。

アスベストによる大気汚染につきましては、アスベスト濃度が10本/Lを超えた地点はなかったということで達成しております。

最後に、水銀関係ですが、全国の160地点での測定結果、水銀の指針値を超過する地点はなかったということで評価をさせていただきます。

2ページ進んでいただきまして、目標3-2は、大気生活環境の保全というところで、騒音・振動・悪臭、そしてヒートアイランド対策ということで記載をしております。多くの指標が掲げられておりますが、こちら測定結果を達成度合いの測定結果の部分に移らせていただきます。

次のページをお願いします。こちらについては、まず騒音の環境基準については、近年、緩やかな改善傾向にあるということで約9割の達成状況、自動車騒音についても94.6%、航空機騒音についても87.9%となっています。

新幹線の鉄道騒音について、近年横ばい傾向でしたが、令和3年度は55.5%となっています。

振動と悪臭については、かねての横ばい、あるいは減少傾向であったものが、近年、増加傾向になっている部分があるというところでございます。

最後の二つについては、熱中症関係になりますが、ヒートアイランド対策と、それから暑さ指数の認知度ということで測定指標を記載しております。これらの二つについては、熱中症

対策の一本化ということで、環境保健部のほうに移りますので、来年度の政策評価書からは省略をさせていただいております。

続いて、目標3-3、よろしくお願いします。3-3は、水環境の保全というところで、水質汚濁に係る環境基準の目標、あるいは海洋環境の保全等を記載しております。

こちらも多く測定指標を掲げてございますけれども、次のページで、達成状況というところですが、まず水環境の環境基準、健康項目についてはほぼ100%、基準値超過の主な原因は自然由来が多いというところなんです。

生活環境項目については、湖沼において依然として達成率が低い状況にあるというところになっております。

地下水については95%程度となっています。

四つ目の丸、閉鎖性海域における窒素及びリンの環境基準達成率につきましては、地域によってばらつきがございますけれども、窒素及びリンが対象項目として追加された平成13年度と比べると着実に改善してきていると評価してございます。

一つ飛ばしまして、地盤沈下についても、令和3年度90.3%ということで、高い水準ではありますが、依然として地盤沈下が生じている地域が見られる。

最後に、海洋投入処分については、陸上で発生した廃棄物の陸上での処理の推進によりまして、海洋投入処分は平成30年度以降、この陸上由来の廃棄物の海洋投入処分量はゼロを達成しているというところでございます。

二つ先のページで、土壌環境の保全でございますが、こちらについては、ページの中ほどに測定結果として指標の下に記載をしております。二つの丸がございますけれども、まず一つ目は、土対法の適切な運用ということで、要措置区域における措置の実施率が96.4%、高い達成率となっておりますが、横ばいとなっております。

ダイオキシン関係の土壌汚染対策地域については、指定された地域が平成26年度以降はないということで達成率100%を維持してございます。

次をお願いします。ダイオキシン類と農薬対策でございますけれども、こちらページの下のほうに達成状況を記載しておりまして、ダイオキシンについては、事業者による取組によりまして、当面の間目標量を下回っていると、ダイオキシンの排出量が目標量を下回っているということで、目標の達成が確認されております。大気・地下水・土壌では環境基準を達成しておりますが、一部公共用水域で未達成の部分があります。

農薬については、目標数に僅かに至らなかったものの概ね達成していると評価してござい

ます。

二つ先のページをお願いいたします。最後になりますけれども、東日本大震災への対応ということで、環境モニタリング調査の部分です。こちらについては、測定指標三つの下になりますが、目標達成と評価をしております、公共用水域、地下水、被災影響海域における海洋環境関連の放射線モニタリング調査を定期的の実施しまして、汚染状況の的確な把握、情報の提供ということで進めてございます。

駆け足でございますが、水・大気環境局関係は以上でございます。

**【大塚委員長】**

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御発言をお願いいたします。どうぞ、どなたからでもよろしくお願いします。

すみません、1点だけ私から確認させていただきますが、水・大気環境局さんのほうですが、アスベストに関して、1L当たり10本を超えるものはなかったというお話を今していただきましたが、これは、測定局はどのぐらいあるのでしょうか。ちょっと教えてくださいませんか。

**【水・大気環境局】**

御質問、ありがとうございます。一般的な大気汚染の常時監視とは異なるんですけれども、解体現場等40地点において調査した結果となっております。

**【大塚委員長】**

分かりました。全国で40地点ということなんですね。

**【水・大気環境局】**

おっしゃるとおりです。

**【大塚委員長】**

ちょっと少ないかもしれませんが、はい、分かりました。

ほかにはいかがでしょうか。

細田委員、お願いします。恐れ入ります。

**【細田委員】**

すみません、ちょっと聞き逃したのかもしれませんが、光化学オキシダントの発生状況は概ね良好というふうにちょっと聞こえたんですが、全国的にこれは地域的に偏りなく、全て状況はよろしいということでしょうか。その地域性の問題について、もし何かあれば教えていただきたいんですけど。

**【水・大気環境局】**

御質問、ありがとうございます。ちょっと説明が悪かったかもしれませんが。光化学オキシダントの部分は概ね良好ではなく、依然として極めて低いままという評価をしております。その下のほうの一つ目の丸です。光化学オキシダントについては極めて低いまま推移と。PM2.5のほうが初めて100%を達成したというふうに評価をしております。

次のページで、表形式で達成状況を物質別で記載をしたものがありまして、こちらの下の方に①のオとなっているのが一般局での光化学オキシダント、ほぼゼロ%で推移しているものと、それから自排局については②のウの部分ですね、こちらもほとんどゼロというような形になっています。ですので、光化学オキシダントについてはほぼ達成できていないという状況かと思えます。

**【細田委員】**

分かりました。私の聞き方が悪くて、そうですね、光化学オキシダントの状況が悪いということで理解していたので、すみません、私の聞き方が間違っていました。ありがとうございました。理解しました。

**【水・大気環境局】**

とんでもないです。失礼いたしました。

**【大塚委員長】**

すみません、光化学オキシダントの達成率って今まで20%ぐらいはあったんじゃないかなかったですでしょうか。

**【水・大気環境局】**

すみません、これより前のデータが今手元にはないんですけども、もうずっとゼロ%に近いところを推移していると思います。

**【大塚委員長】**

ああ、そうですか。はい、分かりました。どうも恐れ入ります。

では、深町委員、お願いします。

**【深町委員】**

ありがとうございます。1-1の部分のCO<sub>2</sub>の吸収源に関連するところで、森林の部分で、特に人工林の部分などの林業ということでお伝えいただいたと思うんですが、日本の森林を考えた場合に、かつての薪炭林であったりとか、里山林とか、広葉樹二次林なども重要だと思うんですが、そういった部分の取扱い、さらには日本全体で見たときの農地だとか草地ですね、草地の重要性というのも指摘されつつあると思うんですが、そういった部分についての取扱いについてどういうふうになっているか、今後の見込みも含めて教えていただきたいと思います。

以上です。

**【大塚委員長】**

お願いしてよろしいですか。

**【地球環境局】**

ありがとうございます。薪炭林ですとか、そういった辺りの人工林含めて対策に関しまして、今、手元に詳細な資料というのは持ち合わせてないんですけども、農地ですとか草地も含めて、基本的には地球温暖化対策の計画に基づいて今後、対策を進めていくということになりますけれども、やはりその吸収量の増加というところがまだ十分じゃないところがあるかと思えます。もちろんその、今、記載にも書いてあるような森林の高齢化といった課題も存在していますので、今いただいた薪炭林における吸収量の確保といった辺りの関係につきましても、今後、次の温暖化対策計画の見直しにも論点としては反映させていくということかと考えておりますので、御指摘を踏まえ、しっかり対策を取っていかうという考えでございます。

以上です。

**【深町委員】**

ぜひともよろしく願いいたします。

**【大塚委員長】**

ありがとうございました。

百瀬委員、お願いします。

**【百瀬委員】**

百瀬でございます。お願いいたします。

目標1-1のフロンのところをお聞きしたいと思います。代替フロンなどのガスの排出量が年々増えているということで、業務用の冷凍・冷蔵・空調機からのフロンの廃棄に関してはきちんとそれを回収することを義務づけられているということで捉えていますけれども、なかなかそれが伸びない理由をちょっと教えていただきたいと思います。

それから、代替フロンの入っていない自然冷媒ですとか、冷媒が環境負荷を及ぼさないような機種は一体どれくらいのパーセンテージ、日本では普及してるんでしょうか。民間企業によりますと、かなり自然冷媒の冷蔵・冷凍機は高価なので、なかなか入れ替えることができないんですけれども、ただ、何年かに1回は必ず入れ替えなければいけないものなので、そのときに補助金ですとか何らかの税制の補助ですとかがあれば民間企業も、もう、もともとフロンが入ってない、代替フロンの入ってない機種に切り替えるということが検討できると思いますのでお願いいたします。

それから二つ目に、先ほどCO<sub>2</sub>の吸収に関して、農地や草地に関して、一体どれくらいの吸収能力になるのかというのがもし分かれば教えてください。

以上でございます。

**【大塚委員長】**

はい、お願いします。どうも恐れ入ります。

**【地球環境局】**

地球環境局の竹谷でございます。ありがとうございます。

今いただいた二つの、特に定量的なデータに関しましては、この時間内にもし確認できれば、もう少し正確なデータをお答えできるかと思えますけれども、一旦確認させていただければと思っております。

それを踏まえた上で、定性的なお話として、例えば業務用冷凍空調機器からのフロンの廃棄時回収率というのが横ばいになっているというところがございますけれども、令和元年に改正されまして、令和2年度に施行されましたフロン排出抑制法に関しまして、全体としまして、まだ周知徹底というのが十分図られていないという問題ですとか、あるいは機器の管理者ですとか、そういったいろんなステークホルダーの方々に対して、まだ実際どういうふうに取り組んでいけばいいのかというところを十分周知できてないという問題が指摘されてございますので、例えば昨年度に関しましては、記載がございますけれども、改正法に関する説明会ですとか、あるいは新たにまとめている冷媒回収の技術に関するガイドブック、こういったところをしっかりと普及させていくというところに努めてございます。ただ、もう少し抜本的な対策というところを今後、さらに必要になってくるとした場合には、そういった検討も併せて進めていくことかと考えておりますので、まずは施行状況を注視、確認した上で、必要な対策をしっかりと取っていくということで考えています。

あと、フロンの関係で自然冷媒用の機器の導入というところがございましたけれども、例えば今、今年度もありますけれども、コールドチェーン、こういった物を支える事業者の方々に関しましては、冷凍・冷蔵機器の脱フロン、脱炭素化の推進事業ということで、今年度も70億円ほど予算を講じていまして、その自然冷媒機器への転換を促していくという補助制度を設けています。こういった辺りを、中小企業の方々を中心ですが、こういったところを、しっかりと取組を図っていきたいと考えていますので、そういったものを活用いただきながら、なかなか資金的に導入が厳しいという事業者様のニーズにも応えていけるように引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

取り急ぎの回答は以上ですが、よろしいでしょうか。

**【百瀬委員】**

ありがとうございました。

**【大塚委員長】**

ありがとうございます。

では、山岸委員、お願いします。

【山岸委員】

ありがとうございます。まず、簡単な質問で1-1の排出量のところなんですけども、多分、コロナ禍明けの経済活動は令和4年のほうが活発だったように思うので、排出量ってさらにリバウンドして増えるというふうな見込みを持っていらっしゃるのかというのがまず第1の質問で、1-2のほうで、IPCCへの貢献の中で30名ぐらいでしたっけ、国内からは出ていかれて、12名ぐらいが環境省さんからということだったと思うんですけども、これは国際貢献としてはすごいなと思ったんですけど、これって他国と比較したときに多いのかなというのがちょっと気になりまして、ほかの国と比べてどうだったかとかというのがもし分かれば教えていただければと思います。

あともう一つ、同じポイントで、AR6の科学的知見を国内でも周知するというのが一つ課題だったんだと思うんですけども、この点に関しては、うまくいったというふうに評価をされているのか、それとも何かやっぱりちょっとここは課題だなと感じられているところがあるのか、もしあれば教えていただきたいなと思っているのがあります。

次が、1-3の適応計画の話で、都道府県と、それから政令指定都市で計画を定めているところの数字があって、ほぼほぼもう達成できているというふうなKPIだったと思うんですけども、これって、もしあればなんですけど、中でもう古くなってきたやつとかはないんでしょうか。というのは、割と早期に定めていて、国が例えば改定した、3年でしたっけ、令和、より前に定めていて、もう大分古くなっちゃったやつとかというのはないのかとか、そういう課題意識がもしあれば教えていただきたいなというのがありました。

最後、3-3で、ちょっと先になりますけれども、海洋環境含む水環境のお話で、陸上からの海洋投棄の量がなくなりました、ほとんどないですというのは、これはすごくいいことだなと思うんですが、これは多分、他方で海洋の漂着物がゼロになったわけじゃないんだと思うんですよ。あと、もう勝手に違法にやられているとか、もう無法に流れ着いちゃっているものとかというものがゼロになったわけではないと思うんですけども、その辺って何か定点観測的なことってされていたりするんでしょうか。いわゆる海洋投入処分を陸上からするのはもうゼロなんだろうけど、もう、何か、他国から流れ着いてくるもの、それから日本でも何か、よく分からないけど流れているものとかというものの把握というのはどうなっているんでしょうかというのはいちょっと聞いてみたかったです。



以上です。すみません。

**【大塚委員長】**

よろしく申し上げます。

**【地球環境局】**

地球環境局の竹谷でございます。

施策の1関係のところ、頂いた質問にまずお答えさせていただきます。まず、1-1のところ、令和3年度の数值から令和4年度の温室効果ガスの排出見込みというところがコロナ禍明けでどうなっていくのかというところでございますが、二つ要素があるかと思っております、一つは、コロナ禍からのさらに経済活動は回復しているという実績がございます。どうしてもエネルギーの使用量というのは増大する傾向はあるかと思えます。他方で、当然ながら、例えば再生可能エネルギーですとか脱炭素電源、そういったものの導入というのも併せて拡大しているというふうなところがございます。そうした排出の増加の要因と排出の減少の要因というところがトータルとしてどういう動きを見せるのかというところは、もう少し進捗を見ていくということが必要かと考えておりますので、今後のトレンドに関して、さらに排出が増えていくかどうかというところは、現時点では予断を持って見られないというところは御承知おきいただければと考えております。

それから、1-2のところ、IPCCの貢献というところで、専門家の派遣と執筆者の支援というところがございます。こちらは世界各国との比較というところでちょっと分析をしたものは現時点ではございませんでしたので、今日のどこかの段階で間に合えばデータをお示しできるかと思いますが、間に合わない場合には恐縮ですけれども、また後日お知らせする形になるかと思いますが、そういった状況で御容赦いただければというふうに考えております。

それから、AR6の国内周知に関しましては、当然ながら国内で様々なルートを通じまして、いろんなウェビナーですとか、開催させていただいているというところがございますけれども、今後、さらに国内の周知というところは、例えば脱炭素に向けた国民運動ですとかを行っておりますけれども、こういったことも通じながら、官民様々なステークホルダーの方々に、どういうふうにこういった最新の科学的知見を伝えていくのかというところ、まだまだできることはあるかと思っておりますので、そういったところを通じながら、しっかり取組を進めていきたいというふうに考えております。

それから、1-3の適応に関する部分で、自治体、政令市のところで地域気候変動適応計画の策定件数、大分上限に近づいているというところで確認してございますけれども、一部古くなっているんじゃないかというところの御指摘かと考えております。確かに令和3年ですとか、あるいは今年に入ってから熱中症対策の関係で、例えば適応計画、改定を行ったりということもしていますので、そういったものをもし十分に地域の気候変動適応計画に反映されていないというものに関しましては、今後、地域の計画に関してもそろそろ見直しを図られていくものというふうに承知しておりますけれども、具体的に何件が古いのかというところは現時点で確認できているものではございませんので、今後、こうした施行状況を調査していく中で、そうしたアップデートが必要な計画に関しましては、都道府県や政令指定都市の皆様とよく確認しながら対策を進めていくものかと考えてございます。

地球環境局関係の回答に関しましては以上でございます。

**【大塚委員長】**

海洋投棄に関してはいかがでしょうか。

**【水・大気環境局】**

水・大気環境局の吉崎です。御質問、ありがとうございました。

御質問いただいた海洋投入処分、そして漂流・漂着ごみの関係かと存じますが、まず海洋投入処分については、ロンドン条約の担保措置としての環境大臣の許可ということで、陸上で発生した廃棄物が対象になったものについてはゼロになっているということを御説明いたしました。特に御指摘いただいたのは漂流・漂着ごみの定点観測的なものがあるかということだったと理解いたしましたけれども、全国調査等は実施しております、今、手元でその定点的にどこで観測しているとか、そういった詳細な情報が手元にありませんので、後日、書面でまた正確なところを御説明させていただければと存じます。

以上です。

**【大塚委員長】**

どうもお手数をおかけしますが、よろしくお願ひします。山岸さん、よろしいですか。よろしいですかね。

**【山岸委員】**

はい、大丈夫です。ありがとうございました。

**【大塚委員長】**

さっきのAR6の科学的知見を国内で周知というほうについては、これは地球部会でも問題になりましたけど、温暖化なんか起きないとかまだ言っているネットの情報とかも飛び交っているので、ぜひ周知はよろしくをお願いします。

では、蟹江委員、お願いします。

**【蟹江委員】**

ありがとうございます。これも地球局への質問になりますけれども、目標の1-2のところ、パリ協定の実施に向けた貢献というので、日本からサブミッションを18件行ったというので、それはそれで素晴らしいことだと思うんですけども、その結果がどうなっているのかということをお伺いしたいのと、これ、もし測定指標について少し検討の余地があるとすれば、日本からのサブミッション自体もそうかもしれないですけども、日本のポジションと、その得られた、獲得された実際の結果がどうなっているかということを見るのが、やっぱりより成果としては大事だと思います。多分、サブミッション以外のところでいろいろ交渉しているところもあると思うので、なので、そういった実質的なところを見るような測定指標設定の余地があるのかということと、2点、お願いします。

**【大塚委員長】**

よろしくをお願いします。

**【地球環境局】**

地球環境局でございます。御質問、ありがとうございます。

1問目に関するサブミッションの18件というところですが、そのサブミッションが実際にどの程度交渉に対して反映されているかということに関しましては、評価がなかなか容易ではないなというふうに考えております。そういった意見を提出することで、もちろん交渉に対して何らかの影響はあるものと理解はしておりますけれども、具体的にその18件がどれだけ役立つものがあったのかということに関しましては、定量的な評価が難しいということを御

理解いただければと思っております。ただ、その上で、例えばパリ協定の6条に関する交渉とか、そういったところで申し上げますと、今までCOP26あるいはCOP27というところで日本として二国間クレジット制度を通じた議論といいますか、そういった交渉への貢献というところもございますし、今後、パリ協定を実体化させていくというところで、そのパリ協定に関する6条パートナーシップですとか、そういった辺りの立ち上げというところも昨年COP27で理解をいただいて、現在、100か国以上の国から参加をいただいているという事例もございます。ですので、個別のサブミッションですとか、そういった交渉の貢献というところに関しましては、そういった事例もあるというところを御紹介さしあげたいと思います。ただ、繰り返になりますますが、そのサブミッションの中身に関する交渉への反映状況といったところは評価がなかなか難しいと理解しております。

それから、指標の中身に関して、日本のポジションがどういうふうに反映されているかというところの測定指標、ここも、実際の施策の進捗状況を図る上で、今申し上げましたような事情で、指標の中身に反映させていくというのは定量的にはなかなか難しいかと考えておりますけれども、来年度以降の政策評価の記載の在り方として、今いただいた御意見というのをどういうふうにそしゃくできるかというところは、少し担当部局のほうで考えさせていただきたいというふうに考えておりますが、そういった回答でよろしいでしょうか。

以上です。

#### 【蟹江委員】

ありがとうございます。まさに私が意図したのはそこで、要は、だからサブミッションがどう生きていくかというのはなかなか評価が難しいと思うので、むしろポジションがどういうふうに最終的な成果に反映されたとか、先ほどおっしゃられたような事例を出していくとか、そういう形での評価のほうが実質的に反映するんじゃないかなという意図です。ありがとうございます。

#### 【地球環境局】

ありがとうございます。ぜひ参考にさせていただきます。

#### 【大塚委員長】

ほかにはよろしいでしょうか。

では、よろしければ次の三つの施策のほうに移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、施策の5、生物多様性の保全と自然との共生の推進、地域脱炭素の推進、施策の9ですね、それから施策の10、放射性物質による環境の汚染への対処につきまして、順に説明をお願いいたします。

#### 【自然環境局】

自然環境局、松下でございます。では、自然環境の関係、目標5の関係、御説明をいたします。

この5-1、基盤的施策の実施・国際的取組と、これにつきましては、施策の概要にありますとおり、生物多様性国家戦略をはじめとする自然環境保全のための政策の策定、そのために必要な情報の収集・整理・提供、そして、国際的な枠組みへの参加という内容でございます、測定指標のところに、これは定性的に書いてございますが、生物多様性保全に係る国際的取組の状況と。令和4年度、昨年度におきましては、COP15におきまして国際交渉に参加をしております。そのときに生物多様性に関する新たな世界目標でございます、昆明・モンテリオール生物多様性枠組、そして、その実施に係るレビューメカニズム等の採択に向けた議論に貢献をしたところであります。

これを踏まえて、その下にございます、新たな国家戦略の、「生物多様性国家戦略2023-2030」、これを閣議決定しまして国内の基盤強化を図ったところでございます。

その上、生物多様性の認知度、これも測定指標になってございますが、目標値、令和元年度における75%には至っておらず、直近は令和4年度で73%となっております。この分析のところ、判断根拠ですね。多様性に関する各界各層への普及啓発にございますとおり、平成26年度においては認知度46%でありましたのが、直近では73%にまで上昇してございます。かなり、令和元年度でございますので目標値に近い数値となっております、若い人の認知度は高まっております。一定の進展が見られるところでございまして、今後は、その生物多様性重要性の認識、そして、それを守るための行動、これを伝えていく取組が求められているというふうに認識をしております。

今後の取組として、反映の方向性、この冒頭のところで、今後、生物多様性国家戦略、閣議決定した戦略の内容を踏まえて、特に地方公共団体で地域戦略策定をするということが努力義務で、法律で定められているものですから、この策定支援を継続的にやるということですか、自然を活用した活用策（NbS）——Nature-based Solutions、この地域実装に係る情報収

集、施策の推進を実施していくということでもあります。

それから、国際的な取組としては、国際的枠組みへの参加にありますとおり、引き続き国際会議での議論には積極的に参加をしております。

その下の測定指標、「生物多様性」の認識状況というところを書いてございますとおり、次期目標、指標を変更させていただきたいと考えておりました、生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合ということで、認識状況から変更させていただきたい。この理由なんですけれども、閣議決定をした生物多様性国家戦略における行動計画において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げておりますので、この生物多様性の受容性を認識していただくとともに、それを守るための具体的な行動を分かりやすく伝えていくという取組が求められているということで、この指標のほうがより適切であると考えているので変更したいということでもあります。

次の5-2、自然環境の保全・再生でございますが、これは施策としてはここに記載のとおりであります。

指標なんですけれども、測定指標の真ん中にごございますとおり、当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成、これについては令和4年度11地区と書いてございますが、測定結果のところの国立・国定公園等というところに詳しく書いてございますが、11地区見直しをいたしました。改正自然公園法に基づく国立公園の自然体験活動計画の追加を含む11地区の見直しを行いました。

それから、その下のポツの生態系の保全・自然管理として、自然公園の再編成による三陸復興国立公園の創設、長距離自然歩道（みちのく潮風トレイル）の路線の設定、エコツアー等のプログラム作成等を行っております、こういった取組を行っておりますけれども、まだ未達成な地域、項目もありますので、引き続き取組を推進していくこととしております。

次の5-3、野生生物の保護・管理でございますが、これについては、測定指標の一番上の国内希少野生動植物種の指定数、令和4年度においては15種追加指定をしまして、442種としてございます。

これについては、測定結果の文章のところを若干追加的な説明してございまして、この442種のうち75種については保護増殖事業計画を策定しております。生息状況把握、環境の改善等、取り組んでいるところでありまして、引き続き、この希少野生動植物の指定・保護の取組を進めてまいります。

その下で遺伝子組換え生物・侵略的な外来種への対策推進というところがございますが、

特にこのところに出ております平成29年6月、ヒアリ、これは特定外来生物ですが、平成29年6月に初国内で確認がされて以降、毎年のように、特に港湾において発見されております。中には大規模な集団で確認をされておりますが、これまでのところ、定着は阻止できているところでして、指標は達成をしております、令和4年5月に外来生物法の改正法が成立してまして、今申しあげましたヒアリはじめとした意図しない導入に関する対策の強化、法律の強化を図ったところでありますが、海外から非意図的に侵入し続けておりますので、引き続き施策を継続することが必要と考えてございます。

それから、その下の施策の分析と書いてある辺りですが、野生鳥獣の適正な保護ですね。ニホンジカですとかイノシシ、野生鳥獣による農林水産業ですとか生態系への被害の防止、これについては捕獲の強化を進めておりまして、どちらとも頭数は減少傾向にはあると。ただ、依然として、特にシカのほうも深刻な被害がありますので、引き続き強化に取り組んでおります。

次の5-4、動物の愛護・管理のところですが、こちらのほうは主に犬・猫といったような動物の取組となりますが、施策の概要にあるような取組を進めております。

指標ですが、測定指標のところ、自治体における犬・猫引取数の減少、これについては、ここにあります平成30年度以降、継続して減少傾向を維持しております。その下の犬・猫の処分数についても、これは令和12年度までに達成をすべきとしておりました2万頭まで減らすという目標値については令和3年度に達成をしております。引き続き犬・猫返還率の向上等、施策を継続してまいります。

次の5-5、自然とのふれあいの推進でございます。これについては、施策の指標に書いてございますような、自然公園の年間利用者数、エコツーリズム、あと国立公園の利用者数といったことを目標に掲げているところでございます。

反映の方向性というところ書いてございますが、エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想の認定数ですとか、国立公園・国民公園の年間利用者数の推移という指標を掲げてございます。このうちの国立公園の利用者数ですね。これはコロナもございまして、大分落ち込んでいるところでございますけれども、現状、コロナ前の6割弱となっております。今後、インバウンド事業回復をするに伴って数値も回復するのではないかと見込んでおりまして、引き続き取組を進めるということにしてございます。

次の5-6、東日本大震災への対応ですが、これについては指標のところ、三陸復興国立公園の拠点の施設整備を進めておりまして、復興公園の利用者数、これは増大をしていたんです

けども、先ほどと同様にコロナ禍影響で停滞をしているということで、引き続き取組を進めてまいります。

それから、イノシシですね。イノシシについては、これまでの捕獲の成果もございますし、あと、豚熱の影響で大幅に減少したと考えております。豚熱からの回復に伴って、イノシシも増えてしまうということが、おそれがございますので、生息数の増加を防ぐために、引き続き取組を進めてまいります。

最後の項目の5-7、国際観光資源の整備ですけれども、これもコロナの影響がございます。コロナ前の訪日外国人利用者数を復活すること、これを目標にしてございます。目標の指標のところがございます国立公園訪日外国人利用者数、これはコロナでインバウンドが全くなくなってしまったものですから、今の再開を受けて昨年度令和4年度上半期からまた調査を再開をしたところがございます。インバウンド需要回復に向けて、施策の分析のところを書いてございますとおり、インバウンド再開を受けて調査再開をしてございます。さらなる国立公園の魅力向上により、国立公園のブランド化、上質なツーリズムの推進をしていくと、観光先進国の実現に貢献をしてまいります。

御説明は、以上でございます。

#### 【大塚委員長】

では、地域脱炭素推進審議官グループ様、よろしく申し上げます。

#### 【地域脱炭素推進審議官グループ】

ありがとうございます。地域脱炭素推進審議官グループで地域政策課長をしております細川と申します。よろしくお願いいたします。

では、ビデオのほうはちょっと切らせていただいて、私からは、資料3の43ページからになります。こちらになります。

地域脱炭素推進審議官グループは、昨年7月の組織改編で創設されました。ですので、新たに設定された施策目標ということになります。

目標は二つありまして、9-1が、地域脱炭素化の推進と。目標9-2が、地域循環共生圏づくりの推進という形で立てております。

まず、この目標9-1、地域脱炭素化の推進についてですけれども、施策の概要にありますように、2030年度の温室効果ガス排出量46%削減目標ですとか、あるいは、その先の2050年カー



ボンニュートラルの実現、こういったところを目指して、意欲ある地域からの、ほかの地域の脱炭素ドミノを起こすということを目指して、自治体による脱炭素先行地域づくりですとか、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施すると、こういった政策を実施するという内容になってございます。

その下の達成すべき目標のところですが、脱炭素先行地域については、2025年度までに少なくとも100か所地域を選定して、2030年度までに実現していくということを目指して立てております。

また、三つ目のポツにありますように、脱炭素化に資する事業に対して、資金供給の支援を強化するということが、民間投資の一層の誘発を図るということです。これについては、昨年10月に地球温暖化対策推進法に基づいて、脱炭素化支援機構というのを設立いたしました。この機構を通じて、こういった資金供給を強化していくことを考えております。

さらには、その下のポツにありますように、地方公共団体の実行計画、これも地球温暖化対策推進法に基づくものですが、この策定義務のある自治体での計画の早期策定ですとか、努力義務になっているところについては、計画策定を促進していくことを施策の目標として掲げております。

その下にいていただきまして、施策の測定指標のところになります。昨年度からの政策評価書から引き続き策定の指標として、幾つか、五つの指標を立てております。一つ目が、地方公共団体実行計画（区域施策編）という、その地域の事業者とか、住民の方とか、そういったことを含めた計画になりますけれども、この策定義務を有する自治体の計画策定ということでございます。

この1ポツ、2ポツは、昨年度から引き続きになりますけれども、3ポツ以降が新しい目標として立てたものになります。3ポツにありますように、大規模災害時でも、電力供給可能な再エネの自立分散型エネルギー設備の設備導入というところの、避難所の数というのを指標として設定しております。

次の4ポツ目にありますように、先ほど申し上げた脱炭素先行地域の選定数ということも目標に掲げておりまして、あともう一つ、脱炭素化支援機構、先ほど申し上げた昨年10月に設立されたところですが、これが支援した事業で、年間CO<sub>2</sub>排出削減量、累積でどれぐらい削減できているかということも、目標値として掲げたいと思っております。

具体的な目標の進展ですが、全体としては、相当程度進展ありというふうに評価をさせていただきます。まず、実行計画の区域施策編ですが、策定義務があるところ

は100%というところになっておりまして、今後、努力義務が設定されている自治体についても、策定率向上を図っていくということの状況でございます。

二つ目のポツにありますように、事務事業編については、令和2年度から90%の横ばいという状況にはなっております。ただ、未策定の自治体9.7%ございますけれども、このうち4.9%が、2022年12月以降に策定を行う予定であるという回答をいただいておりますので、今後、策定増加が見込まれるというような状況であると考えております。

三つ目の目標の避難所の数というところでございますけれども、令和4年度までに累計で677か所というのを達成しておりまして、順調に増加していると考えておりますので、令和7年度の1,000か所という目標値の達成については、見込まれるのではないかと考えているところでございます。

四つ目の脱炭素先行地域のところは、2025年度までに少なくとも100か所以上選定というところでございますけれども、令和4年度までに46地域とありますけれども、今年度、第3回を選定いたしまして、これで現在62地域まで選定済みというふうになっております。これについても、今後引き続き目標値達成に向けて、十分達成可能ではないかというふうに考えております。

なお、次のページにいただきまして、施策の、その下のほうをお願いします。次期目標等への反映の方向性というところを表示していただき、こちらになります。今、申し上げた施策の測定指標の進捗は、相当程度、進展あるところでございますけれども、幾つかちょっと指標を、少し今後、見直していきたいと考えております。

一つ目が、法定義務のある自治体については、既に100%という状況がずっと続いておりますので、これをより実態に合わせて、策定を促進していくという観点から、今ゼロカーボンシティというのを表明している団体というのが1,000弱、972自治体あるんですけれども、こちらの中で、その区域施策編の策定率がどれだけかというところを、新しい指標として立てていきたいというふうに考えております。

また、その二つ下の測定指標5というところは、先ほどの株式会社脱炭素化支援機構によるCO<sub>2</sub>排出削減量の合計目標ですけれども、これについては冒頭、鎌水統括官からは、これまで五つ支援を表明したとありましたが、7月3日に六つ目の支援案件を表明いたしまして、今現在は六つの案件について支援をすることを表明しているところでございます。これを踏まえて、今年の秋に具体的な官民ファンド幹事会において、今後のCO<sub>2</sub>排出削減量の目標というのを設定していきたいというふうに考えているところでございます。

以上が、9-1に関する御説明になります。

続いて、9-2の地域循環共生圏づくりの推進についての御説明になります。

施策の概要ですが、目標についてはこちらにありますように、専門知識を有する人材と地域のマッチングなど、こういったものを有するプラットフォームを作りまして、これによって、地域循環共生圏の創造を推進して、持続可能地域づくりを通じた地域活性化、それから持続可能な社会構築、こういうのを目指していくという施策の内容になってございます。

その下の測定指標になりますけれども、プラットフォーム事業実践地域の登録地域数ということで、この目標については、令和5年度に100というものを目指しておりましたけれども、令和3年度時点で、既に達成しているという状況でございます。

その下へいつていただきまして、次期目標等への反映の方向性ですけれども、先ほど申し上げたプラットフォーム事業というのは、実は、令和5年度末で終了することになっておりますことから、この実践地域登録制度の登録数というものを指標とすることは、今後、ちょっとできないかなと思っております、これを見直して、その上で今、地球温暖化対策推進法の施行状況調査の中で、地域循環共生圏に取り組んでいる自治体数というのを把握しているところでございます。これを新しい指標として立てて、継続的に把握していくということを考えているところでございます。

私からの説明は、以上になります。よろしく願いいたします。

#### 【大塚委員長】

はい、ありがとうございます。それでは、環境再生・資源循環局及び環境保健部からの御説明をお願いします。

#### 【環境再生・資源循環局】

環境再生・資源循環局で環境再生分野の総括担当をしている浅原と申します。私からは、10-1、2、3について御説明させていただきます。

目標10-1、放射性物質により汚染された廃棄物処理でございます。放射性物質によって汚染された廃棄物の処理については、解体撤去して仮置場に搬入し、その後、燃やせるものは燃やしながら、最終的に埋立処分をするということになっておりまして、測定指標は、かなり長期的な目標として設定しておりますので、足元の進捗につきましては、施策の分析の欄に書かせていただいておりますが、福島県内におきましては、解体件数は1万3,000件超となっております。

りまして、これまで処理をしてきたところです。

最大では11施設ありましたが、順次、必要な処理量が減ってきているということで、現在は4施設が稼働中です。そういった焼却施設で焼却したものについて、既存の管理型処分場へ順次搬入しており、今年もほぼ予定どおりの搬入量を終えております。

一方、福島県以外の県につきましては、指定廃棄物について国が処分をするということになっておりますが、なかなか長期管理施設ができない状況が続いており、その中でも地域と御相談しながら、できることを進めておりまして、宮城県におきましては、8,000ベクレル以下の汚染廃棄物の焼却ということを進めておりますし、栃木県におきましては、各農家のところに、まだ現場保管されているものもたくさんある地域もありますので、それらを市町単位で暫定集約をして保管の軽減を図るという、まずできることを一步一步やっているところです。

続きまして、10-2は、除染及び中間貯蔵に係る評価書になります。

進捗につきましては、目標の達成度合い、測定の結果のほうの欄を御覧いただければと思いますけれども、除染につきましては、基本的に、帰還困難区域を除く部分については、除染が終わっておりますので、仮置場に保管されているものを、中間貯蔵施設に持ち出すというフェーズになっておりまして、それもほとんど終わったということで、仮置場の原状回復をして返すということが、目下の作業の中心となっています。

一方、福島県内はそういった状況ですけれども、福島県外につきましては、まだ処分の基準ができていない状況ですので、今、実証事業や専門家会議を開いて、処分基準の策定を早期に進めるべく取り組んでいるところです。

また、中間貯蔵につきましては、福島県内の仮置場からの搬入は概ね終わっておりまして、中間貯蔵施設に対しては、約1,346万立米という除去土壌が搬入されています。これらについて必要な施設整備等も終わっており、順次、土壌貯蔵施設に入れているところです。今後は、県外最終処分に向けた検討を進めるのがメインの施策になりまして、その最終処分量の減容化のための、除去土壌の再生利用も含めた技術的な実証検討を進めており、これも2024年度内の結論を目指すことになってございます。

続きまして10-3は、まだ避難指示が出ている帰還困難区域内での取組になっております。まずは、その特定復興再生拠点ということで設定されていた帰還ないし移住の拠点となる区域を、町で設定いただいて、そこに必要な除染や、環境省以外も含めたインフラ整備をすることになっており、環境省としては、除染や建物の解体を進めてきたところです。順次進んできておりまして、昨年度末の時点では、避難指示解除は4町村で、今年度中に6町村を目指すとな

っておりますが、足元としては、6町村で解除がなされております。解体の申請はまだ受け付けておりますので、引き続き、受け付けたものを順次、速やかに解体する業務が残っており、着実に進めていこととしております。

#### 【環境保健部】

環境保健部の中島でございます。10-4について、御説明申し上げます。

10-4が、放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策ということでございまして、こちらは、大きく分けて四つの事業を行っておりますけれども、測定指標と突合しながら御説明してまいりたいと思います。

まず、1点目が放射線健康影響に関する調査研究事業ということで、こちらは着実に進めているところでございます。

また、測定指標の②③の関係でございますけれども、福島県いわき市に設置いたしましたリスクコミュニケーション相談員支援センターを中心とした、リスクコミュニケーション活動とでございます。こちらは参加者の皆様にも非常に高い満足度をいただいております、こちらも着実に進めているところでございます。

また、④の関係でございますが、これはぐるぐるプロジェクトと称しまして行っておりますけれども、放射線の健康影響に関して、正しい情報発信をしていくという事業でございます。こちら、福島の方の次世代以降の方ですね。子どもさんやお孫さんに、放射線による健康影響が起きるかどうかなというようなアンケート調査を行っております、これは起きないというのが科学的には正しいところなんです、令和2年度の初期値で、全国調査をすると40%ぐらいの方が、起きるといような回答されているということがございます。我々としては、この5年後の令和7年にこれを20%に半減させるというような目標を掲げてやっておりますけれども、昨年度の調査で46.8%ということで、少し横ばいから増えるというような状況でございまして、これは努力が必要だと思っているところでございます。

また、次のページで、⑤なんです、④になってしまっていて申し訳ありませんが、福島県が実施しております福島県県民健康調査ということで、我々は、基金にを拠出しまして、県が実施しているところでございますが、こちらについては、技術的な側面支援を行うということで、着実に進めているところでございます。

測定結果と施策の分析ということにまいりまして、施策の分析を見ていただければと思うん

ですけれども、先ほど申し上げました風評払拭という観点で言いますと、これまで正しい情報発信というのを若い方、次世代の方ということにターゲットを置いておきまして、例えば大学への出前授業とか、そういった形で普及啓発していたんですけれども、アンケートをすると、かえって若い方のほうがそういった誤解がなくて、40代以上とか、少し上の世代のほうが数字が高いということがありますので、今後、ターゲット層を切り替えたり、また、受け手の特性に合わせた広報内容の充実ということで、ここはしっかり努力してまいりたいというふうに思っているところでございます。

保健部からは、以上でございます。

**【大塚委員長】**

はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして、御発言をお願いいたします。

最初に私、一つ伺います。地域脱炭素の推進審議官グループさんの御説明のところで、温対法の地方公共団体の実行計画の話をしていただいたと思いますけども、その区域施策編のその策定のパーセンテージを出していただいていたと思いますが、これは市町村の努力義務のところの話は、市町村も入った数字ですか、これは。

**【地域脱炭素推進審議官グループ】**

地域政策課長の細川です。

この1ポツのところは、策定義務を有する自治体だけですので、これについては100%なんですけれども、これ以外に、策定義務のかかってない町村ですとか、そういったところは、まだ策定は、十分進んでいないというところになります。これは、ただ努力義務ということになりますので、そういったところをどういうふうに評価していくかというのは、今後の課題かなというふうに考えております。

**【大塚委員長】**

はい。行政法の観点からは、努力義務を、義務じゃないとと言い切ることにしましては、反対をされることが多いので、また指標を作るときに、そちらのほうも考慮したような指標も、そのうち作っていただくと大変ありがたいと思いました。

では、細田先生お願いします。

【細田委員】 地域脱炭素のところで、一つこれも聞き違えていたら申し訳ないですけど、資金供給を促すというようなことがあったと思うんですけど、具体的にどういう方法で地域の脱炭素に、どういうところがお金を持ってくるのかという具体的なアイデアがあるのかどうかお伺いしたいと思います。というのは、海はサステナビリティボンドとか、エコファイナンスとか、いろいろ言われていますけど、具体的な地域のものに対すると、何か割と進んでないようなことを事業者から聞く機会が多いので、その点についてお伺いしたいと思います。

【大塚委員長】

はい、よろしくお願いします。

【地域脱炭素推進審議官グループ】

はい、ありがとうございます。細川です。

地域脱炭素を進める上で、この地域にどういうふうにお金を流していくのかというところについては、大きな課題の一つであると思っております。例えば、地域の金融機関と連携して、そういった地域の事業を支えていくということも一つの手法であると思っております。そういった中で、環境省としては、地球温暖化対策推進法を改正して、その株式会社脱炭素化支援機構というものを昨年10月に設立をいたしました。これは財投なども活用しながら、あるいは、金融機関とか企業の方からも出資をいただきながら、投融資を図っていくということで、そういうことを目的として設置したものでございます。官民ファンドとして設置したものです。

具体的には、いろいろな事業を考えられるところですが、リスクの高い事業について、特にリスクマネーを供給していくという視点から設立したものでございまして、今、案件としては、先ほど申し上げたように、現時点で六つの事業に対して支援をするということを表明させていただいているところでございます。様々な手法がある中で、特にそのリスクの高いところを地域脱炭素を、中では支援機構を通じて資金を供給していくことを目指して取り組んでいるものでございます。

以上でよろしいでしょうか。

【細田委員】

すみません。そのファンドの規模はどのぐらいですか。

**【地域脱炭素推進審議官グループ】**

はい、失礼しました。

設立時の出資金としては、204億円というふうになっております。民間で102億、それから国のほうで同額の102億という形で。

**【細田委員】**

ただ、ちょっとそれだと資金パイプが遅いので、もうちょっとうまく、これはなかなか難しいけど、地銀とかそういうところにお金が回るような仕組みが何かあれば、難しいとは思いますが、お考えいただければと思います。大学のファンドでも10兆円ファンドと言っているようなので、200億円だと、ちょっとこれは厳しいかなと思います。今後、ますますよろしくお願ひ申し上げます。

**【大塚委員長】**

はい、ありがとうございます。では、深町委員、お願いします。

**【深町委員】**

はい、ありがとうございます。私のほうからは、5-1、2、3に関連して、質問・コメントをしたいと思います。

5-1で、生物多様性の認識状況に対しての指標が、意向を示す人の割合というふうに変ったということ、これは施策が進展してきた中では大事なことだと思うんですが、私が関わっている調査研究の中では、やはり認識して意向を持っているのと、実際に行動するとの間は、すごくギャップがあるというようなことが分かっている部分もありまして、やはり、実際どれくらい行動をしているかというような指標についても、ある程度見ていくということが、もう既に意向がある人が90%ということも含めると、次のステップを考えることも大事かと思うんですが、それについて意見を、どうなのかということをお聞きしたいのが一つ目です。

それから、5-2につきましては、里地里山ということで、これも大事なテーマとして長年にわたって取り組んできていると思います。環境省が2010年に提唱したSATOYAMAイニシアティブというような形で国際的視野から里山的なところを大事にしていくというような、施策があると思うんですが、私自身もいろんな留学生だとか、海外の研究者の方から里山に関連して、



非常に興味を持ってお声がけされることが多くなっておりまして、一方で、やっぱり里山的なところについて、すごく、何て言うんでしょうか。理解がなかなかできないというような国の人もいるという、そういう中で、あんまりSATOYAMAイニシアティブという言葉が、この全体を見ても出てきてなかったりするんで、この観点での施策は、今後どうなっていくんだらうかというところが、二つ目として知りたいことです。

最後5-3で、改正外来生物法ということで、アメリカザリガニとかアカミミガメのことが対象となって、体制が出てきたというのはとても大事だと思います。一方で、実際の現場を見てみますと、かなり、こういった外来生物がもう普通にたくさんいて、そういうのをかわいがったりだとか、本来、自然豊かなところが、外来生物でいっぱいになっているというようなところで、具体的にどういうふうに対処していくかというようなところが、なかなか地元でも、都道府県でも、試行錯誤のところがあると思ひまして、そういった部分を環境省のほうでもっと先導的に実践のところはどういうふうにやっていくかというところを示していただけることが今後さらに重要になると思うんですが、その辺りでの指標だとか、施策の展開についてお聞きできればと思います。

以上です。

#### 【大塚委員長】

では、環境省さん、よろしく申し上げます。

#### 【自然環境局】

はい、ありがとうございます。まず、5-1でございますが、今回でその指標を変えさせていただいて、従前の認識状況から活動への意向を示す人の割合ということで変更させていただきたいということです。さらには、その意向を示すのと行動までのギャップがあるという御指摘も認識をしておりますが、今回に関しては王道の指標というところまで、あり得るという意味では、指標として立て得るものかとは思いますが、その行動変容を促すことは施策として閣議決定、戦略に基づいて行っていくんですが、まずはそのKPIとして一歩進めて、意向を示す人の割合ということにさせていただきたいと。王道の意向という把握が十分できていないということもございますということでございます。

それから、5-2、SATOYAMAイニシアティブの施策がどうなっていくのかというのは、ちょっと手元に資料がございませんで、先に5-3ですね。

5-3は、野生生物の外来生物が地域で出てきている中で、施策展開、これはやっております、環境省から交付金で、国ですとか、市町村ですとか、民間団体を支援をする予算事業をやっております、今年度で言いますと、交付金で1億円、令和5年度でやって、補正予算を合わせるとですね。昨年度の補正と合わせて3億5,000万円、これを地方公共団体ですとか、民間団体に交付をしております、環境省直轄だけだと人手が足りないものですから、そういった地域の、特に基礎自治体初め、地方公共団体の方々に担っていただいている、こういうところでございます。

それから、里地里山の施策展開としましては、各地域が里地里山の自然環境、自然資源を活用した新ビジネスの創出などですね、生物多様性の保全、それから社会経済問題の統合的解決に取り組む際に、活用できるツールとして、そういった活動支援を進めておりますのと、また自然共生サイトの認定ですね。これを始めております、こちらにも里地里山の取組がつながるように進めて、施策を進めているというところでございます。

以上です。

#### 【深町委員】

ありがとうございます。里山については、国内では着実にいろんなことをやっていたいていると思うんですが、やはりSATOYAMAイニシアティブと言ったことによって、いろんな国際連携だとか、国際的な視野で見える中で、特に社会経済というような統合的な見方で、どう取り組むかというようなところで、そういうつながりだとか連携みたいな部分がどうなっているのかというところが特に気になりましたので、また、後日でも分かりましたら教えてください。

#### 【大塚委員長】

はい、ありがとうございます。では、山岸委員お願いします。

#### 【山岸委員】

ありがとうございます。私も、最初は5-1の生物多様性のところからなんですけども、一つの質問は、割と単純なことで、指標の中で認識が7割ぐらいですというのがあって、その後、何か行動しようという意向を持っている人が9割ですというのがありますが、という御説明があったんですけど、認識が7割なのに意向が9割というのはどういうことなのかと思ひまして、それは、認識がある人の中で、実際に行動を取ろうとしている人が9割ですとい

う、そういうことなのかしらとは思った。どうなのかなと気になりました。認識がないのに行動を取る人ってどういうことなんだろうというか、ちょっとよく分からなかったのが1点目です。

あと、測定指標の見直しというお話がありまして、恐らくGBFの策定によって、いろいろ見直しがされるのだらうなと思っております。環境省さん、既に30by30とかはすごく熱心なので、そういった点は入ってくるんだらうなと思っておりますが、同時に、これは一つお願いなんですけれども、特に日本の生物多様性に関する影響、これはIPBESでも整理されている五つの要因という観点で考えたときは、国内に対する影響だけじゃなくて、輸入等を通じて、あるいは企業さんのサプライチェーンを通じて、海外等にも与えている依存と影響をちゃんと把握していくかどうかというのは、すごく大事だと思うので、その点の測定指標というの、ぜひ入れていただきたいなと思いました。

冒頭で、鑑水統括官のお話の中で、自主的な取組に関する法制度を検討されているとかという話もあったように、ちょろっと聞こえただけだったので、正確には理解できてないかもしれませんが、そういうのもあるのであれば、ぜひそういった点も考慮していただきたいというのが、この部分での二つ目の、どちらかという質問というよりはお願いです。

三つ目は、5-5の自然公園の、自然のふれあいとかと書いてあった自然公園の活用の話と、それから、もう一つ、5-7の海外の観光客というか、観光資源活用しましょうというお話、この二つに関わることなんですけれども、自然公園の活用をしていただいたり、あるいは海外の方々にも来ていただいて、日本のすばらしい国立国定公園を見ていただくとかということが重要だと。やっぱり自然を活用しながら守るということは、すごく大事だと思う一方で、他方で、観光が増えることによる自然に対する圧力というの、今後増えていくのではないかと、すごく危惧をしています。実際に、リゾート開発というものが復活し始めてきているので、その点で、1個1個の案件で問題がなかったときでも、累積的に影響が出てきてしまうケースもあるかもしれませんし、そもそも難しい場所での建設の問題とかというのが立ち上がってくるケースもあるでしょうし、あるいは、これは海外の人というよりは国内の人かもしれませんが、南西なんかに行ったときに、希少な種がドライブではねられましたとか、あるいは、持っていった人が出てきましたとか、そういったケースなんかも散見されるので、観光が持つ、特にこの分野に、5-5とか5-7の中で、出てこないけどほかの分野の目標に悪影響が出てしまうようなケースというの、ひょっとしたらあるのではないかとと思うので、そういった点はぜひ観光が持つよい面だけでなく、ちょっと難しい面というの、ぜひ政策的に把握をして、対

応ができるようにということは、切にお願いをしたいと思います。

次が、地域脱炭素のところなんですけれども、先ほどの適用のところでも指摘させていただいたのと同じことで、区域施策編の計画をもっていらっしゃる自治体さんが、ほぼ、ほとんどですよと。だから、努力義務のところにも対象を拡大していきたいというのは、確かにそのとおり、大事だなと思うんですが、他方で、既に策定されているものの中にも古いものがあるんじゃないかというのが一つ。そもそも例えば、日本が政府として26%から46%に目標を改訂した後でも、そのまま目標は据え置きになっているような自治体さんの事例だとかというのものもあるんじゃないでしょうかというのが、ちょっと気になりました。

そういった点は課題ではないのかなというのがあると。あとは、もちろんその中身が、そろそろ温暖化対策に関して中身のクオリティも少し見ていってもいいのではないかと。あまり価値的判断が入ると難しいとは思いますが、そもそも削減目標をどれぐらいのレベルで設定しているのかとかということも、ちょっとずつ見ていってもいいのではないかなと思うので、そういう中身に踏み込んだ、あるいは、もう法律の中で最低限できること、例えば促進区域の設定の割合とか、何かそういうのもちょっと見ていってもいいのかなとは思ったりはしましたということです。

以上です、すみません。

#### 【大塚委員長】

ちょっとたくさんありましたけど、いかがでしょうか。環境省さん。

#### 【自然環境局】

ありがとうございます。自然環境局関係をお答えいたします。

まず、意向ですね。認識状況が7割に対して、その活動への意向が9割という、この部分ですけれども、ちょっと現時点で確たることがなかなか申し上げにくい。元の調査の仕方、設問ですとか、そこが違うために、論理的におかしいということなのかもしれません。これは次期、指標の設定を変更しようと思っておりますが、そこに当たって、原点といいますか、もとの調査がどうなっているのかとか、ちょっと精査をした上で、変更をさせていただきたいと思います。

それから、指標に新規にということで、冒頭で統括官が申し上げましたとおり、来年の通常国会で、企業ですとか、NPOですとかの活動について、認定のスキームを検討しているところ

でありますので、これまさに今、施策の検討中でありますから、これが制度化された段階で、どういった指標になり得るかということを検討して、指標を検討していきたいと考えております。

それから、自然公園のインバウンドをはじめ、利用が増えることで自然の圧力が増えることが懸念をされるという御指摘、おっしゃるとおりと考えておりまして、国立公園などは、環境省の自然保護官、レンジャーが、現地の状況を把握、また監視といいますか、見てございます。おっしゃるような生態系への影響ですとか、そういった問題が発生をしないように、常日頃の業務として取り組んでおりますけれども、状況の把握、それも含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### 【地域脱炭素推進審議官グループ】

では、続いて地域脱炭素のほうの御回答をしたいと思えます。

おっしゃるとおり、区域施策編を持っている自治体の中にも、まだ十分改定がなされていない、政府のほうで、地球温暖化対策計画のほうを改定したのが令和3年の10月、2年ほど前になりますので、そちらで46%削減目標を立てたということでございますけれども、これを踏まえた改定作業に取り組んでいる、ないしは、これから取り組もうとしている自治体さんも多くあるというふうに認識しております。

ですので、そういったところの改定作業を、順次、進めていただきたいと思いますし、それに対する計画づくり支援というの、引き続きやっていきたいと思っております。

また、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体の実行計画の策定、施行状況については、法律の施行状況調査という形の中で、フォローをしておりますので、そういった中で具体的に目標設定の改定状況ですとかというところを把握していきたいと思えます。

また、あと1点、その促進区域の話がありました。昨年4月から、再エネの促進区域の制度が施行されましたけれども、現時点では11地域にとどまっているということもありまして、こういったところのさらなる促進というところに向けても、今ちょっと検討を進めているところでございますので、今後の施策にその検討結果を生かしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

### 【大塚委員長】

はい、ありがとうございます。そうしましたら、百瀬委員、お願いします。

### 【百瀬委員】

はい、お願いいたします。

幾つかあるんですけども、まず、5-1のところ、先ほどの委員もおっしゃっていましたが、食品を取り扱う企業としては、漁業ですとか、林業ですとか、そういったものに関して、サプライチェーン全体で、生物多様性保全ができていくかどうかということが、なかなかつかみにくいところもあります。ですから、そういったところに関して、産業、企業と、それから海外との生物多様性への確認ですね。そういったことについて、国が指導して進めていただければと思います。

それからあと、野生動物の5-3ですが、ニホンジカ・イノシシの頭数を、あと2年で半分にすると書いてあるんですけども、これはどうやって半分にするのかかなと思ひまして。また、狩猟ですよ。殺処分した固体をどうやって処理するのかというのも、非常に関心がありますので、教えてください。

それから、5-4で、動物の愛護管理についてですが、ちょっとこれはずれたことかもしれませんが、この中に飼い主によるということもありますが、もう一つ、動物取扱業の適正化があります。ペットショップの生体販売というのは、今後、禁止されていくと思うんですけども、あとブリーダーに対して、なかなか販売業としては、お客様からの要望はあるんですけども、これを国の法律できちんと規制していただかないと、なかなか劣悪な状況で生体販売ですとか、そこに来ている生体のかわいそうな動物たちが、劣悪な状況のブリーダーによって生み出されたものであるという、そういう悪い循環の輪というのは切れないと思うので、その辺り、これから先、どういう形で規制されていくのかというのを教えてほしいと思います。

それから、最後に10-4で、放射線に係るというところなんですけれども、④のところに、次世代以降の子どもたちへの放射線影響についての健康影響について、起こる可能性が高いと思っている人の割合が、だんだん増えています。増えているのは風評被害とかと書いてあるんですけども、何かきちんと科学的に問題がないというようなことを立証しないといけないと思うんです。かつてエコチルというのをやっていたけれども、現在でも、生まれた子どもたちのそういった環境影響に関する、健康に対する影響というのは調べているのでしょうか。教えてください。お願いいたします。

**【大塚委員長】**

ちょっと時間が押してきてはいるんですけど、環境省さん、よろしくお願いします。

**【自然環境局】**

自然環境局でございます。まず、5-1ですね。サプライチェーン全体の生物多様性について、国が主導して進めてということで、御指摘を踏まえて、対応を検討してまいります。

それから、野生生物のシカ・イノシシ、具体的にどのように減らすのかという点につきましては、捕獲のための交付金を農水省と環境省、農水省は主に農林の被害が想定されるエリア、環境省はそこよりもさらに自然のエリアなんですけれども、そこを対象に交付金を交付しております、狩猟する、捕獲をするということでございます。その捕獲したものをどうしているかということについては、基本的には焼却・埋設ということになります。

それから、動物愛護で、劣悪な環境でブリーダーがという御指摘につきましては、これ、令和元年に改正をされております動物愛護管理法、この中で、動物取扱業の適正な飼養ということで、規制をしております。ケージのサイズですとか、劣悪な状況にならないようにということです。そのほか、生後8週経過しない犬猫の販売の制限といったような措置を講じているところでございまして、禁止は現状、しておりません。そういう動きということはありませんけれども、動物の飼育の状況が劣悪にならないようにという規制を法的にかけている、施行しているところでございます。

自然局からは、以上です。

**【大塚委員長】**

こちらについてですが、保健部さんですか。

**【環境保健部】**

はい、環境保健部でございます。よろしいでしょうか。

10-4の関係でございます。測定指標④の関係ですね。放射線による健康影響が起こる可能性が高いと思っている人の割合ということで、放射線に関する国連科学委員会というUNSCEARという国連の組織がございまして、こちらで随時レビューされていまして、こちらの報告でも福島において放射線の影響は見られそうもないということが明らかにされているところでござ

います。

それで、目標達成度合いの測定結果のところの、判断根拠の④にも書かせていただいているんですけども、アンケートの実施に際して、こういった科学的知見を記載した上でアンケートに答えていただくと、やはり正しい答えをされる方が増えるということがございます。なので、やはりこういった科学的なきちんとしたエビデンスを皆さんに知っていただくのが重要だろうと我々としても思っているところでございます。

「かつてエコチル」ということでしたけれど、今も継続して実施しておりますので、それについても補足させていただきます。

以上でございます。

#### 【百瀬委員】

ありがとうございました。

#### 【大塚委員長】

はい、ありがとうございました。では、蟹江委員、お願いします。

#### 【蟹江委員】

すみません。三つほどあるんですけども、一つは、生物多様性のところで、生物多様性とほかの課題との連携って結構、大事になってきていると思うんですけども、その辺りのところが、資料も含めて見られなくて、気候変動とかも含めてですね。その辺りの関係をどう見るのか、あるいは今後どう見ようとしているのかというところを教えてくださいというのが一つです。

それから、もう一つは、5-3のところですかね。シカ・イノシシの半減というのがあったんですけども、この話、先ほどもちょっと出ましたけれども、この話というのは、ジビエへの活用とか、ジビエの促進とか、そういうところと、何ていうか、一体化しているところがあると思うんですけども、その辺りも指標に入れたほうがいいのではないか。今後の話になるかもしれないですけども、と思いますが、その辺りの状況を教えてくださいというのが二つ目です。

それから、三つ目ですけども、これは9-1ですか。地域の話です。デジタル田園都市構想とか、地方創生のSDGsとか、そういう内閣府の施策でも結構、こちらのことをにらみながら、



この脱炭素先行地域とか、そういう話をにらみながら進めているところがあるんですけども、ここも、すみません、その辺りとの指標の連動とか、連携というのがどうなっているのか。まだであれば、多分、今後、指標をある程度、調整したほうが良いような気がしますので、その辺りの状況を教えてください。

以上、三つです。よろしく申し上げます。

#### 【大塚委員長】

はい、よろしく申し上げます。

#### 【自然環境局】

では、すみません。順番で、自然局からお答えをいたします。

生物多様性とほかの分野との連携は重要と考えておりまして、カーボンニュートラルですとか、サーキュラーエコノミーとか、特に環境省の中でのネイチャー以外の主な分野との連携、3分野の連携は重要と考えておりまして、三つの局にまたがるものですから、それぞれ連携しながら取り組んでまいりたいと。ネイチャーの考え方を、カーボンニュートラルの地域脱炭素に入れてもらうとか、そういった施策連携、これは地域政策課マターですけど、連携モデルの脱炭素先行地域の公募なども始まったところがございますが、各局においても、そういった連携を意識して取り組んでまいりたいと考えております。

それから、野生生物のところ、シカ・イノシシ、環境省としては、その数を減らすということ大きなKPI指標として掲げてございますが、用途として、先ほどは焼却・埋設というところがボリューム的には多いわけがございますが、中には、地域の資源としてジビエに活用するというようなエリアもございます。これ特に食肉の関係で、農水省として重視をしているところでもあり、農水省のほうで、指標KPIとして設定をしているところがございますが、取組としては、連携して進めてまいりたいと考えております。

自然局からは、以上です。

#### 【地域脱炭素推進審議官グループ】

では続きまして、地域脱炭素のところの御指摘について御回答いたします。

デジタル田園都市とか、地域のSDGs、こういったところとの施策連携というのは、具体的な個別の部分では、させていただいております。例を申し上げますと、デジタル田園都市の国家

構想基本方針というのがあるんですけども、こちらの中でも、地域の脱炭素ですとか、あるいは地域循環共生圏ですとか、こういった施策を進めていくということは位置づけていただいております。

あと、また先日採択した第3回の脱炭素先行地域の中でも、福島県の会津若松市の提案になるんですけども、デジタルと脱炭素を連携した取組というのを採択させていただきました。具体的に申し上げますと、電力の需給データなどをAIで分析をして、蓄電池の充放電を効率的に行う、需給調整を効率的に行うというような提案になっておりまして、こういったものを、デジタル田園都市国家構想の推進交付金という内閣府の交付金ありますけれども、こういったところとで実装されたデジタル地域通貨を活用した取組とか、こういったところを提案いただいているものでございます。

こういった形で、施策連携はしっかりやっていきたいと思っておりますし、あと御指摘のあった指標については、今後どういったところが設定できるかというところは、少し検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### 【大塚委員長】

事務局からの提案で、モニタリング評価対象とか、その他全般意見については書面でということですが、よろしいでしょうか。

私、一つだけお願いしようと思っていたんですけど、さっきの細川さんが御説明になったところで、地方公共団体の実行計画については、市町村のことを全く書かずにいるのは、さすがにまずいと思うので、ほかに書くとか、他の文書を参照してくださいという形だけでも、何か書いていただくことをお願いしておきたいと思っております。

よろしいでしょうか、ほかに。

#### 【地域脱炭素推進審議官グループ】

すみません、地域政策課長の細川です。

今の大塚先生の御指摘は、どの部分についての御指摘ですか。

#### 【大塚委員長】

地方交付団体の実行計画の区域施策編に関して、100%に近いということだけを書いていて、

市町村の努力義務を含めたことは、温対法で改正しているのに、それについての状況に関しては、書いてないですね。

**【地域脱炭素推進審議官グループ】**

そうですね、今後の目標設定を少し見直していきたいというところでは書かせていただいておりますけども、具体的にその努力義務の自治体の策定率だとか、そういったところはちょっと記載はしておりませんので。

**【大塚委員長】**

ほかのものを参照するとかでも、何でもいいですけど、これからやっていかなくちやいけない話なので、そこは何か、全く問題がないかのように受け取られると、ちょっとまずいと思いますので。

**【地域脱炭素推進審議官グループ】**

はい、かしこまりました。

**【大塚委員長】**

ちょっとだけ、何か記述を追加していただけますか。すみません。

**【地域脱炭素推進審議官グループ】**

はい、かしこまりました。

**【大塚委員長】**

ほかにはよろしいでしょうか。すみません、押してまして、誠に申し訳ありませんが。

もしございましたら、書面で回答させていただきますので、書面でまた御意見をいただければと思います。先ほど、未回答な部分についても、書面で回答させていただくということにさせていただきますのでよろしいでしょうか。

恐れ入ります。事務局におかれましては、本日の御議論を踏まえて、政策評価書案に所要の修正を行い、次回の委員会に資料として提出をお願いします。

最後に、議題2、その他につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

## 【事務局】

事務局のプロモーション室長の清水と申します。よろしくお願いいたします。ビデオをオフにさせていただきます。

それでは、議題2、その他として、資料6と7について一気通貫で説明いたします。

まず、資料6、SDGsパイロット・プログラムについてでございます。こちらは行政の事業、事業の主目的と関連するSDGsの目標に集中しているものですが、本来SDGsの目標は相互に関連しますから、ほかの目標とのシナジーを発揮させて、効果を最大化させていく必要があると。そのために、この本事業では、下の枠囲いの①②のところですが、独自のSDGsの項目について、目標を設定してPDCAサイクルを構築する。そして②主要施策の資料に関連するSDGs目標のアイコンを表示する。こういう取組を、令和2年度から試行的に行っていました。

ページをめくっていただいて3ページ目。この図のとおり、令和2年度から12の事業を対象に試行的に取り組んでおりました。令和3年、4年とPDCAで、対象事業の評価・検討を行っておりました。そして、今後は、右下、赤字にありますとおり、予算単体ではなくて政策全体に反映させていくために、新たに政策評価に組み込むということを検討していきたいと考えております。これは後ほど触れます。今、見ていただいているのが、この本プログラムの対象事業一覧で、昨年度まで12個あったのですが、このうち地域脱炭素投資促進ファンド事業というのが、先ごろ株式会社脱炭素化支援機構を設立されたことに伴って、対象から外れておりますので、11事業に変更となっております。

次の、この事業の点検結果のまとめがこちらでございまして、全体通して、昨年度に引き続き、主目的だけでなく、多様なSDGsの目標の意識づけというものが進んでいまして、副次的効果に関する項目についても、意識づけそして貢献が行われたと考えています。

例えば幾つか紹介いたしますと、ゴール4というところを御覧いただければ。食品ロス削減等の推進事業の例をここに書かせていただいているのですが、学校給食を題材として、食育活動を行うということも含まれておまして、こうしたものは本来の食ロスの削減の話とは別に、ゴール4、質の高い教育というところにも該当すると考えています。

同様に、他の主目的の事業以外に、様々な副次的効果として様々なゴールに該当するものというのをここに説明させていただいております。このように副次的効果がいろいろ観察できたというものでございました。

また、次のステップとしては、その下の赤字に書いてございますように、政策体系全体に浸透させていくことが重要だと考えてございます。

次のページをめくっていただき、その次のページ、この本プログラムの成果まとめなのですが、このように、SDGs達成に向けた取組をより効果的にすることができたと考えています。具体例としてここでは二つ示しております。ここでは、令和2年度と令和4年度に、当時設定したSDGs目標を書いているのですけれども、ここで掲げている二つの事業を見てみると、令和2年度よりも令和4年度の方が、SDGs目標がより深く設定されており、取組がより効果的になっていることが見ることができます。

次にいっていただいて、今後ですけれども、現状では、本プロジェクト、一定程度の成果はあったものの、今後、政策評価にどのように反映させるのかといったコメントもいただいております。また、それなりに書面作業というのも生じておるという現状もありますので、今後の方針としては、個々の予算事業単位ではなく、政策評価単位でSDGs目標との関係を記載するということを検討していきたいと思っています。

次のページ。具体的には、毎年、施策ごとに作成している、いわゆる事前分析表、事後評価シートですけれども、資料7でまた後ほど説明いたしますけれども、この様式の見直しに合わせまして、令和6年度版以降は、政策評価シートの中にSDGs目標との関係を記載する欄というものを追加して、施策とSDGs目標との関係などを、ちゃんと政策評価の中で検討していきたいと考えてございます。

全体まとめは割愛させていただきます、続いてこのまま資料7に話を進めていきたいと思えます。

今のこの資料6と関連する話ですけれども、政策評価のシートですけれども、昨年度に総務省から政策評価制度の見直しということで、政府統一様式によらずともよいということ、また、行政事業レビューシートとの重複を廃することなどが示されております。これを受けまして、環境省では令和6年度以降、事業分析表と事後評価書を一つにまとめて、さらにレビューシートとの重複を排する、重複している項目を削除するなどしたいと考えています。

また、先ほどの資料6で御説明したように、SDGs目標との関係というものを、この新しいシートの中に書き込むようにしたいと考えています。この新しい様式というものを、次にお見せしたいと思えます。

今見ていただいているのが、新しい令和6年度以降に使おうと考えている政策評価シートです。これまでの事前分析表と事後評価シートを一つにまとめたような形になってございます。

そして、その中の、下のほうに、今カーソルが位置してございますけれども、SDGs目標との関係というのを書き込むセルを設けたいと考えています。今、紙面の関係ですごく小さくして、1ページに収まるようにしているのですけれども、ここにSDGs目標との関係を主目的以外にも、副次的効果も含めて、しっかり書き込んで、今後の次年度への評価につなげていくということをしていきたいと考えています。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

#### 【大塚委員長】

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。5時過ぎておりました、誠に申し訳ありません。ちょっとだけ延長させていただければと思いますが。

時間がないと言いながら、御発言をお願いしていて誠に申し訳ないです。蟹江委員、お願いします。

#### 【蟹江委員】

とても素晴らしい方向性だと思います。こういった政策評価がほかのところでも必要なんですけれども、ほかのところではなかなか進まない中で、外務省がSDGsは一応、仕切っていることになっているので、こういったところまでなかなか及ばないところで、環境省からこういったアプローチを出していただくというのは、とてもいいことだと思います。

もし、可能であれば、先ほどの目標の話なんですけれども、もう一段、突っ込んで、ターゲットのところまで検討していただくというのがいいのではないかなと。そうすることによって、より明確に目標に対するアプローチというのが見えてくるんじゃないかなと思いますので、可能であれば、ターゲットまで見ていただくというのが大事ではないかというのが一つと。

もう一つは、応援演説で、ぜひ、貧困であるとか、食品ロスとか、結構、他省庁の領域のところが多いと思いますけれども、ぜひどんどんそういうところも含めて、環境政策の文脈でと言いながら、評価していただくと、本当の意味でのシステムで物事を考えるというSDGsの一番の狙いが達成できるのではないかと思いますので、ぜひ、どんどん進めていただきたいと思います。

以上です。

**【大塚委員長】**

どうもありがとうございました。応援していただいていることだと思いますけど、環境省さん、いかがですか。

**【事務局】**

はい、ありがとうございます。いただいたコメントを踏まえて、検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

**【大塚委員長】**

ほかにはいかがでしょうか。

そうしましたら、長時間、熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。最後に、今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局】**

事務局です。次回の政策評価委員会は、8月中・下旬頃に、持ち回りの開催を予定しております。今回いただいた御指摘を踏まえまして、事務局にて修正いたしました政策評価書、事後評価書を皆様に送付させていただきますので、御確認の上、御意見等あれば、その際にお寄せいただきたいと思いますと考えております。

ありがとうございます。

**【大塚委員長】**

そうしましたら、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。5分ほど超過いたしまして、誠に申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

午後 5 時 06 分 閉会